

## 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟 永年勤続表彰規程

### (目的)

#### 第1条

本規程は、会員施設に勤務する保育士及び保育教諭の永年にわたる功績を称え、その労をねぎらうとともに、職員の意欲向上及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

### (表彰対象者)

#### 第2条

表彰の対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

1. 会員施設を設置する同一法人に勤務する保育士又は保育教諭であること。
2. 常勤職員（月120時間以上勤務）であること。
3. 常勤職員として通算10年以上勤務していること。

### (勤続年数の算定)

#### 第3条

1. 勤続年数は、同一法人内において常勤職員となった日から起算する。
2. 非常勤職員としての勤務期間は、勤続年数に算入しない。
3. 産前産後休業及び育児休業の期間は、勤続期間に算入する。
4. 月120時間未満となった期間（やむを得ない事情による休職等を含む）は、勤続年数から除いて計算する。
5. 法人内における施設間の異動（園間異動）は、同一法人内である限り勤続を継続するものとし、勤続年数は通算する。
6. 一旦退職した後に再雇用された場合は、同一法人である場合に限り、前後の在職期間を通算する。
7. 前各号に定めのない事項については、理事会において協議のうえ決定する。

### (推薦および決定)

#### 第4条

1. 表彰対象者は、各会員施設長の推薦に基づき会長が決定する。
2. 必要に応じ、在職証明書等の提出を求めることができる。

### (表彰方法)

#### 第5条

1. 表彰は、連盟総会又はこれに準ずる機会において行う。
2. 表彰者には、表彰状及び記念品を授与する。

### (附則)

1. 本規程は、令和8年4月1日より施行する。
2. 本規程の改廃は、理事会の議決をもって行う。